

2019年度事業計画

社会福祉法人鶴亀会

●本部

1. 職員の資質向上の取り組み

- ・施設全体での能力向上に向けての意識改善の為、委員会の再編成と全職員の何らかの携わりを義務とし、個々の技術の研鑽を促し全職員の資質向上に努めていきます。

委員会の編成

介護職員全員がいずれかの委員会に所属し、企画、検討、意見交換に携わります。

各委員会とも、1回／3ヶ月の委員会の開催を目安とし、職員全体会議で研修会を行います。

- 1) 感染症予防委員会
- 2) 身体拘束廃止委員会
- 3) 接遇・マナー研修委員会
- 4) 認知症ケア研修委員会
- 5) 介護技術研修委員会
- 6) 褥瘡ケア研修委員会
- 7) 事故防止委員会
- 8) 看取りケア研修委員会
- 9) マニュアル管理委員会
- 10) ケアプラン検討委員会

2. 働き方改革の取り組み

- ・年休時季指定の義務化に伴い、就業規則の変更を行い、5日の年次有給休暇の取得を義務とします。

3. 施設整備

- ・相生荘（多床室）のエアコン（4台）の取替え。

●特別養護老人ホーム 相生荘 【入所定員50名（ユニット30名）（多床室20名）】

- ・利用者の身体的・精神的・社会的自立を高め、生きがいのある生活を送っていただけるように、ケアプランの充実を図りつつ、個別ニーズに即応したサービスが提供できるよう努めています。

1. ケアプランの策定

- ・利用者と家族の意向を踏まえながら、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護師、介護職員、栄養士、機能回復訓練指導員等と協議検討の上、個々に合ったケアプランの策定を行い、各職員に周知徹底を図っていきます。

2. 介護サービス計画の実施

- ・ケアプランを基にADL低下防止、認知症進行防止等を図りながら、日常生活の機能を最大限に発揮していただき、また、利用者同士のふれあいの場を設け充実した生活を送っていただけるよう援助します

- ・個室ユニット化に伴い、集団生活のスタイルから個々の生活スタイルへ移行します。24Hシートを作成し活用しながら食事、排泄、睡眠、生活全般において本人の希望を尊重し、本人のリズムに合わせ、自らの生活を取り戻せるよう援助します。

- ⑤ •専門性を強調するのではなく、入居者の感情や性格が十分に判ったケアを目指します。

- ⑤ • 目先の対応、解決ではなく、しっかりととした計画の基に実施できる環境を整えます。
- ⑥ • 家族来荘時に記念写真の提供を行い、コミュニケーションを図ります。
- ⑦ • 利用者お1人おひとりの「思い」を尊重し安全で健康的な生活を送って頂くよう利用者の適切な状態把握ができるよう定期的に24Hシートの見直し、更新を行います。

3. クラブ活動の実施

- 利用者のニーズを把握し、内容の充実を図りながら、生活の質の向上を目指し、生きがい作りを進め、実施プログラムの多様化を図っていきます。
- 昼食時、利用者の意向を取り入れ、季節に応じたものを作り提供します。手伝いが出来る方には関しては、一緒に料理をして頂きます。
- 余暇活動の充実を図り、潤いある日常生活の提供を行います。
- 入居者とスタッフの外出や園外散歩の機会を増やし、季節感を感じることにより、入居者の活力の向上を図り、信頼関係を深めます。
- ⑧ • 入所者1人1人の日々の生活の写真を撮り、個別のアルバムを作成、家族さんへの日々の生活への説明や思い出づくりを行います。
- ⑨ • 24Hシートを作成し、個別ケアの充実を図ります。
- ⑩ • 季節に応じた花や野菜をテラスで作ったり、職員が持参した旬の野菜などで利用者に四季を感じてもらい生活にメリハリが保てるよう実施します。

4. 環境整備

- 室内清掃を行い、整理整頓を励行します。
- 清潔さを維持し快適な生活の場を確保します。
- ⑪ • 中庭ホールにおいて四季折々の花を植栽し入所者の憩いの場とします。
- ⑫ • 曆に添い（年中行事）ホールの装飾の充実を図り入所者の癒し憩いの場を設けます。
(正月・バレンタインDAY・ひな飾り・ホワイトDAY・端午の節句～Xmasなど)
- ⑬ • 介護ロボットの導入にてケアの質向上を図ります。
- ⑭ • 利用者に対し、観賞用として水槽で熱帯魚を飼育し魚の成長の過程を見て頂く事と、餌やりなどを通して日常生活に楽しみやハリを持って頂けるような場を提供します。
- ⑮ • ヒヤリハットで挙げられた検討事項を参考に安全で快適な生活ができるような環境づくりに努めます。

5. 個別機能訓練の実施

- 利用者の健康維持、増進を図るとともに、身体機能の維持、向上及び関節の拘縮や血行障害等の緩和、予防のため、関係者の指示の下、機能訓練やマッサージ等を行います。また、利用者との信頼関係を築き、職員間での情報、意見交換を密にしながら、利用者の身体機能を回復することによって、利用者の生活の質の維持、向上を図ります。
- 離床時及び病院受診時、利用者の身体状況に合わせ無理のない座位保持と姿勢の安定が保てるようリクライニング車椅子の購入を検討します。
- 短期入所生活介護利用者に対して目標に合わせたプログラムを作成し、機能訓練を行っていくことで、身体機能の維持、向上及び関節の拘縮や血行障害等の緩和、予防に努めます。また、基礎体力の維持、向上を図りながら安全な在宅生活が送れるよう基盤を作ります。

6. 健康管理

利用者が健康で快適な生活を営めるよう、疾病の早期発見、早期対応に努め、生活の自立性を低下させないように援助します。

- ・日常の健康管理

利用者の健康状態の細かな観察に努め、属託医および協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努めます。

- ・定期健康診断

胸部レントゲン撮影、血液検査を実施します。胸部レントゲン撮影については、地域医療センターで7月に実施します。血液検査は、上天草総合病院で必要に応じて実施します。また、年2回検尿を実施します。

- ・体重測定

毎月実施します。体重変化が著しい利用者や、栄養状態のチェックが必要な利用者に対しては、その都度実施します。

- ・体温、血圧、脈拍等の測定

週2回の入浴時および体調に変化がみられたときは、その都度、体温、血圧、脈拍必要時酸素飽和度の測定を実施します。

- ・食事、水分摂取および排泄の把握

チェック表により、毎日、食事、水分の摂取量を把握します。摂取不良時は、医師の指示の下、看護職員、栄養士、介護職員、介護支援専門員が連携して、その時々の状況に合った食事の提供、水分の補給を行います。便秘時には、下剤を投与、坐薬、浣腸、腹部マッサージを実施し排便コントロールを行います。

- ・医師の診察および通院

週2回、協力医療機関（上天草総合病院）の内科医師の診察、必要に応じて歯科医が来診します。通院あるいは入院しての診察が必要な場合は、職員が付き添い、施設車両にて送迎をいたします。

- ・口腔衛生

口腔衛生援助は、利用者の状態に合わせて、また、各ユニットの介護職員と連携し歯磨き、舌ブラシ、うがい、ガーゼ等による口腔内の拭取り、義歯洗浄などの援助を行います。口腔衛生は、利用者の健康増進、維持に不可欠であるため、歯科医師および歯科衛生士の協力などを得て、利用者の口腔衛生援助の充実を図ります。

- ・服薬

医師の診察指示のもと、病状に応じて、利用者に服薬していただきます。

- ・医療機関との連携

協力医療機関（上天草総合病院）やご利用のかかりつけ医との連携を密にし日常の健康管理について適切な指示を得るとともに緊急時の受け入れ先を確保します。（救急車を利用する場合他の医療機関へ搬送される場合もあります。）

- ・夜間緊急時の対応

看護職員が不在になる夜間、早朝帯の利用者の容態の急変に対応します。

オンコール看護職員による電話での対応及び必要時、来莊し対応します。

- ・感染症等の予防対策

風邪やインフルエンザ対策として、ご来所の方や職員に対して、うがいや手洗いの励行等の周知に努めます。11月には、希望するご利用者に対してインフルエンザ予防接種を実施します。また、必要な方には肺炎球菌ワクチンの接種を行います。高齢者施設で発生すると蔓延しやすい疥癬や食中毒等は、とくにその予防に努めています。また、適切な時期に適切な消毒および予防のための器具を整備します。全体会議の時間を利用して頂き、感染症に対する研修を行い知識の充実に努め、それを介護に生かします。

- ・職員の健康管理

年1回（夜勤をする介護職員は年2回）の職員健康診断を実施するとともに、年2回の腰痛の検査を行い日々、職員の健康管理に努めます。また、1回／年全職員に対しインフルエンザワクチン接種を実施します。

7. 看取り介護事業

- ・施設において、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方を終末期介護（ターミナルケア）を実施します。又、看取りに関する研修を年2回実施しました、各ユニット及び多床室において多職種参加の看取り対象者への対応等のカンファレンスを毎月行いより質の高い看取りが実施できる様にします。

8.看護師と介護職員の連携による吸引、経管栄養の実施

- ・特別養護老人ホーム配置医師の包括的な指示のもと、口腔内の吸引が必要な入所者又は胃ろうによる栄養管理が必要な入所者に対し看護師による実地研修を行います。そして、研修を受けた介護職員が実施するにあたり、介護職員に対し指導、助言を行います。また、定期的に検討委員会を開き、痰の吸引及び経管栄養について個別留意点や変更事項などの確認を行い実施します。

9.稼働率

目標：98%

10.調理部（食事・給食サービス事業）

入所者一人一人がそれぞれに持つておられる「その方個有の食の楽しみ」を最大限に味わって頂けるような食事サービスを目指します。

- ・食事サービスの充実

- 1) 季節を感じる食事作り。
-市場調査の上で旬の食材を使用。
- 2) 食材を活かした食事作り。
-献立の工夫。
- 3) 安全、安心な食事作り。
 - ①個人の食事摂取機能（嚥下、咀しゃくの状態等）に合わせた食形態で提供。
 - ②衛生管理の徹底。
- 4) 満足される食事作り。
- 5) 希望に沿った食事作り。
 - ①栄養管理面を充分考慮した上で質量など要望に出来る限り応える。
 - ②ユニットケアの良さを活かし、温、冷の要望にも応じられるように努力していく。

- ・栄養ケアマネジメントの充実

- 1) ミールラウンドによる情報収集（入所者の「ニーズ」「満足度」に関して）。
- 2) 多職種との連携により入所者の状態変化に即応出来る体制の構築。
- 3) 対応したケースに関して食事変更等伝達記録を作成し記録の充実を図る。
- 4) 計画に対してのモニタリング、評価に重点を置いて進める。

- ・職員のスキルアップ

- 1) 年間を通じて研修会、勉強会へ積極的に参加しスキルアップに努める。

- 2) 衛生管理・感染症に関する知識を深める。

- ・マニュアルの作成

- 1) 有事の食事提供について（災害など）

- 2) 備蓄食品に関する取り決め

- ・入所者食器の購入

- 1) 本年度は主食器（ごはん茶碗）の購入希望。次年度には主菜の器購入を希望する

11.配食サービス事業

要介護の方が地域で生活していくためには、地域社会全体でのサポートが必要であり、特に食事提供は、その生活を維持継続していくために必要不可欠なことがあります。そこで、当法人は、地域に根ざした開かれた施設を目指し、相生荘独自の事業として配食サービスを行います。

- ・対象者

- 1) 独居または高齢世帯、その他の事情により配食を受け安否確認をすることに意義ある人を対象とします。

- ・事業内容

- 1) 給食の配達と回収及び利用者の安否確認

- 2) 登録制とし必要な時だけでも利用できる体制をとり登録者には、定期的に安否確認を行う。（要事前了承）

- ・営業日

- 1) 365日

- ・実施形態

- 1) 昼食、夕食

- ・利用料金

- 1) 給食一食￥500

- 2) おかずのみ￥400

- ・通常の実施地域

- 1) 上天草市龍ヶ岳町

- ・体制

- 1) 調理：管理栄養士及び調理員

- 2) 配送：施設職員

- ・数値的目標

- 1) 食中毒ゼロ、クレームゼロ

- 2) 400食／月

- ・上天草市の地域支援事業（配食サービス）の実施。

12.地域密着型運営推進委員会の開催（1回／2ヶ月）

外部委員2名、市担当者、施設長、多床棟主任によりテーマにそって会議や報告を行います。

●相生荘ショートステイ事業所 （ユニット型・1日利用定員10名）

1.特別養護老人ホーム相生荘と一体的に運営を行っていきます。

- ・利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、一時的に施設に入所していただくことにより、利用者の心身機能の維持、向上ならびに利用者のご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- ・利用者一人ひとりの人間性を尊重し、常に敬う心を持って接するとともに、利用者の心身状況や個性をよく理解し、援助を行うように努めます。利用者の中には環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、時には心身に変調をきたすこともあるため、安心感を持っていただけるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うよう努めます。

- ・サービス利用の理由として、介護者やご家族様の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが多いことから、援助の対象者として利用者とご家族様をい一体として捉えて援助を行うように努めます。

- ・利用者が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うとともに、各関係機関との連携を図ります。

- ・契約締結にあたっての重要事項説明に関するマニュアルを整備するとともに、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りを進めていきます。

- ・短期入所生活事業については送迎業務を付可することで、高稼働率へと繋がっていきますので、各部所との連携を強化し、事業所全体として送迎に取り組んでいきます。

○介護予防短期入所生活介護

- ・要支援1、2の人が対象となり、介護が必要な状態にならないように、心身の状態の維持、改善を目指します。

・稼働率

目標：70%

●相生荘デイサービスセンター事業所 （併設型・1日利用定員30名）

利用者についてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めています。

- ・利用者が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うとともに、各関係機関との連携を図っていきます。

- ・契約締結にあたっての重要事項説明に関するマニュアルを整備するとともに、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りを進めていきます。

1. 営業日

- ・月曜日～金曜日（週5日）

2. 営業時間

- ・8:00～17:00（6～7時間／日）

3. クラブ活動の実施

- ・利用者のニーズを把握し、内容の充実を図りながら、サービスの質の向上を図り、実施プログラムの多様化を図っていきます。

- 1) 肥後狂句C

- 2) 料理C

- 3) リズムC
 - 4) 愛読C
 - 5) カラオケ会
 - 6) 生花C
4. 通所介護計画、通所介護実行表を整備します。
5. ケース検討会を必要に応じ開催します。また、毎月のデイ研修会にて確認の意味で利用者全員を行います。
6. 看護職員等による健康状況チェックを利用日に実施するとともに助言・指導などを行い、毎月1回の体重測定を実施します（必要な方は毎回利用の際に行います。）。送迎時や連絡帳にて家族にも報告します。
7. 季節ごとの行事を実施します。
8. 入浴時、毎月1週間変わり湯を実施します。

○介護予防通所介護相当サービス

- ・要支援1、2の人が対象となり、介護が必要な状態にならないように、心身の状態の維持、改善を目指します。
- ・利用率
目標：認定者80%

●フードパルデイサービスセンタ一天草（単独型・1日利用定員25名）

利用者についてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るような環境の下で入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減に努めていきます。また、引き籠りや”通所ジプシー”に丁寧に対応し家族負担の軽減を図ります。

総合事業完全移行にともない、熊本市内は機能訓練特化型の通所が増えてきました。しかし、福祉・介護の原点への考察から”生活支援型のデイサービス”機能を維持します。

- ・利用者が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うと共に、各関係機関との連携を図っていきます。
- ・契約締結にあたっての重要事項説明に関するマニュアルを整備するとともに、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りを進めていきます。

1. 地域との交流の実施

- ・豊かな自然環境の利を活かし、地域社会との交流を図っていきます。
 - 1) フードパル熊本のイベントへの参加
 - 2) 地元農産「とれたて市」との交流
 - 3) 九州中央リハビリテーション学院より実習の受入
 - 4) 帝京大学（福岡）より実習の受入
 - 5) ボランティア活動の受入
 - 6) 地域清掃活動（ゴミ拾い）の推進

2. クラブ活動の実施

- ・利用者のニーズを把握し、生活に結びつくプログラムの多様化を図っていきます。
 - 1) 手芸グループ
 - 2) 園芸・農菜グループ
 - 3) レクレーショングループ

- 4) 頭の体操グループ
- 5) 屋外あるくグループ
3. 天草産の材料による一品を取り入れた食事メニューを利用者の好みを基に工夫します。
→1回／3ヶ月、選択食（バイキング形式）を行う。
*昨今の食材値上げおよび消費税増税に伴い、50円の値上げを検討中。
600円→650円／昼食
食費変更開始を平成31年10月1日～実施。
4. 通所介護計画、通所介護実施表を整備します。
5. ケース検討会を必要に応じ開催します。
6. 看護職員等による健康状況チェックを利用日に実施すると共に助言・指導などを行い、毎月1回の体重測定を実施します。
7. 季節ごとの行事を実施します。
8. 入浴後、マッサージを実施します。
9. 月ごとに1週間、代わり湯を行います。
10. 季節ごとに農菜の収穫を楽しみます。
11. 職員の研修を行い介護サービスの充実・効率化に努めます。
12. 利用者へ安心を感じてもらえるよう対応に努めます。
13. 国の施策の動向に応じて、地域にあるべき在宅支援が出来るよう柔軟に取り組みます。
14. 「理容・美容室かねこ」1回／月の訪問理容を継続します。

・利用率

目標：85%（昨年と同）

●グループホーム龍ヶ岳（利用定員1ユニット・9名）

要介護者（要支援2）であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることを目的とします。

1. ケアプランの策定
 - ・利用者と家族の意向を踏まえながら、ケアスタッフ等で協議検討の上、個々に合ったケアプランの策定を行い、各職員に周知徹底を図っていきます。
2. 介護サービス計画の実施
 - ・ケアプランを基にADL低下防止、認知症進行防止等を図りながら、日常生活の機能を最大限に發揮していただき、また、利用者同士のふれあいの場を設け充実した生活を送っていただけるよう援助します。
3. クラブ活動の実施
 - ・利用者の趣味、または、嗜好に応じて活動の支援に努めます。
4. 季節ごとの行事を実施します。
 - ・利用者の家族及び地域との連携を図り、利用者とその家族及び地域との交流の機会等を確保するよう努めます。
5. 園外ショッピングを実施します。
6. 身体拘束委員会（グループホーム独自）の研修
 - ・1回／3ヶ月の実施。指針の作成を行います。
7. 運営推進委員会の実施。（年6回）
 - ・地域代表2名、家族代表1名、市担当者、施設長、サービス計画担当者で行います。

8. 地域密着型サービス連絡会天草ブロック研修会への参加。 (年4回)

9. 稼働率

目標：98%

●相生荘介護保険利用相談センター事業所

利用者が要支援・要介護状態となつても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らし続けられるよう本人、家族の意向を尊重し公正、中立の立場に立つてケアプラン作成に努め支援していきます。

1. 居宅サービス計画の作成

・自宅で生活されている要支援・要介護の方が、日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう計画します。

2. 関係市町村、指定居宅サービス事業者・医療機関・介護保険施設・地域包括支援センター等との必要な連絡調整を行っていきます。

・居宅サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等の便宜を図ります。

3. 要支援及び要介護者等からの相談への対応及び訪問

・1ヶ月に1回、利用者宅を訪問し本人・家族の状況の把握に努め変更等がある場合は直ちに対応していきます。

・介護保険制度やインフォーマルサービスの説明を行うと同時にいつでも介護保険が受けられるよう体制整備に努めます。

4. ケアプラン作成件数

・要介護者及び介護予防者（1人当たりの標準担当件数35件で最大39件まで）

5. 居宅介護支援事業所管理者の主任ケアマネジャー取得義務（H30～3年間）

・今年度、主任ケアマネジャー研修（12日間・70時間・費用38,000）受講します。

●ボランティア受入

受け入れ態勢を強化し、関係機関への積極的な働きかけを行いながら、事業のスマートな展開を目指していくものとします。

1. 受け入れについての基本的な考え方

- ・施設の社会化。
- ・福祉教育、ボランティア体験の場の提供。
- ・提供サービス及びお客様の生活の質の向上。

2. 活動内容

- ・日常生活に関わる活動。
- ・行事や日常プログラムへの参加。

3. 活動発展と持続性の確保に対する活動

- ・専門的機能の提供。
- ・ボランティアと施設側との充分なコミュニケーション経路の維持。

4. 学生ボランティアの受入

- ・ボランティア体験を通じて、施設やお客様への理解を深めていただくとともに、ボランティア育成。
- ・活動終了時、担当職員と反省会。

5. ボランティア受入方法

- ・事前面接及び活動当日のオリエンテーションの実施。

6. 活動内容の検討、見直しについて

7. 行事や日常プログラムへの参加計画の検討及び策定。

●リスク・マネジメントの強化（事故防止及び身体拘束廃止検討委員会）

- ・ヒヤリハット報告の集計分析を行い、リスク軽減とヒューマンエラー防止を徹底します。

●苦情、相談解決委員会

- ・各事業所に苦情処理窓口担当を設置する。

1) 施設、短期入所（蓮田雷太） デイ（堀江忠臣） GH（登尾耕嗣）

- ・苦情処理第三者委員を設置する。

1) 第三者委員名簿（塚田覚栄様、佐々木好恵様）

- ・苦情、相談の申し出があった場合は、速やかに解決策へ向けて対応します。

●災害時における危機管理対応策

- ・所轄消防署等の協力を得て、訓練内容の充実や日常生活の啓発を図り、地震、火災、風水害等の非常時における利用者の安全確保に努めます。

①年2回以上消防訓練を実施します（1回は夜間訓練）9月と3月。

②応急救護訓練を全職員に実施し、利用者の生命維持管理体制の充実を図ります。

③新人職員の防災に対する研修会を実施します。

④防火管理者を中心に施設の防災マニュアルに基づき訓練やマニュアルの見直しを行い、自衛消防組織による認識を深めます。